

児童の死亡事例の検証報告書

<事例2>

平成29年3月

栃木県子ども・子育て審議会児童処遇部会

報告書の利用や報道にあたっては、プライバシーに配慮した取扱いがなされるようにお願いいたします。

はじめに

本県における児童虐待対応件数は、依然として高い水準で推移している。

平成 27 年度に本県で発生した死亡事例のうち、本事案については、本県での住民登録が行われないうまま、約半年間生活が続けられており、児童相談所及び市では、本家庭の存在を把握していない中での事件となった。

「居住実態が把握できない児童」に関する厚生労働省の調査が、平成 26 年に開始されて以降、各自治体が児童の所在確認に努め、今年度の調査では、所在が分からない児童は全国で 25 人と公表された。住民登録のある自治体が「居住実態が把握できない児童」と判断すれば、厚生労働省の通知に従った対応をとっているが、事案によっては、その判断に至らない事案もあろうし、具体的ではない情報で他自治体に調査・照会ができるのか、という躊躇もあろう。また、受ける側としても、具体的ではない情報提供を受けた後で、実際どう動いていけるか、といった課題もある。

今回の検証においては、住民登録されていた他県による「居所不明児童事案に関する検討報告書」を参考に、情報提供を受ける側として検証を行った。情報提供をいただいた県の児童福祉担当課には、お忙しい中で御協力いただき、感謝申し上げます。

本報告書が、住民登録と居住実態の異なる家庭への支援・指導に活かされ、児童虐待の未然防止及び早期発見に繋がっていくことを願う。

目次

I	検証の目的	3
II	検証の方法	3
III	事例の概要と経過	4～7
	(1) 事例の概要	
	(2) 家族の状況	
	(3) 事例の経過	
IV	検証のポイントとなる事柄	7
V	再発防止に向けた取組の提言	7～8
VI	検証委員会の概要	9

I 検証の目的

本報告書は、平成27年度に発生した死亡事例について、事実関係を整理し、課題を明らかにした上で、再発防止に向けた提言を行うことを目的とする。

II 検証の方法

本報告書では、本県に転入する以前に家庭と関わりのあったA県からの情報提供の他、事件発生後に本県の児童相談所が調査した情報を元に課題等について分析を行い、その課題解決に向けた対策について提言を行うこととする。

なお、検証の趣旨を損なわない範囲で個人を特定できる情報を削除する等、プライバシーに配慮するものとする。

Ⅲ 事例の概要と経過

(1) 事例の概要

平成 27 年 5 月 17 日 14 時 54 分、「腸間膜破裂にともなう出血性ショック」のため、2 歳 7 か月の男児（以下、「本児」という）の死亡が確認された。事件当時、本家庭は住民票を A 県 C 市に残したまま、実父母、実姉、本児の 4 人で、本県 D 市にて生活していた。

本県の B 警察署は、司法解剖と実父母への事情聴取から、本児が死亡する前日、実父が、食事時の本児の姿勢が悪いとして本児の背中を 2 回叩き、テーブルの縁に腹部を打ち付けさせる等の暴行を加え死亡させたとし、6 月 1 日、実父を傷害致死の容疑で逮捕した。その後起訴され、平成 28 年 6 月、懲役 6 年の実刑判決が出され、現在は高等裁判所にて審理継続中である。

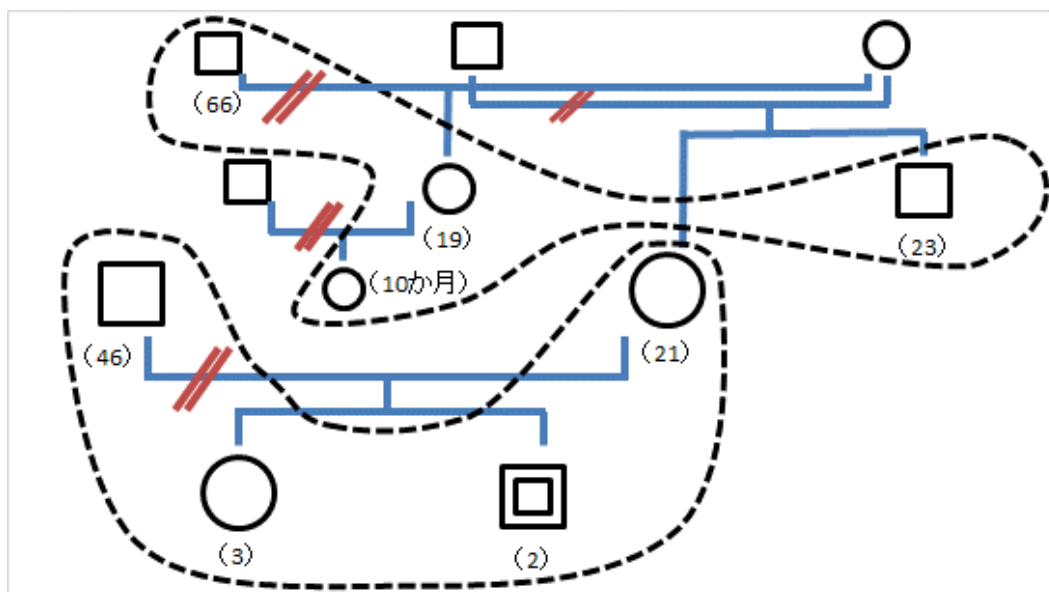
本児の姉については、不適切な養育環境が疑われるとして、平成 27 年 5 月 18 日、B 警察署が F 児童相談所に身柄付き児童通告を行い、F 児相は同日付けで一時保護した。そして、実母が A 県（住民票登録県）に戻ったことから、同年 8 月、姉を A 児童相談所にケース移管した。現在は、A 県の児童養護施設に入所中である。

(2) 家族の状況

実父 46 歳（無職）

実母 21 歳（接客業）

実姉 3 歳



(3) 事例の経過

<平成 23 年>

- ・ 3 月 15 日 実父母婚姻
- ・ 9 月 10 日 実姉が出生

<平成 24 年>

- ・ 8 月 16 日 実父母が離婚。実父が姉(親権者：実父)を引き取った。
実母は本児を妊娠中で、C 市内の母方祖父宅（以下、「母方実家」という。）で生活する。
- ・ 10 月 6 日 本児(親権者：実母)が出生
- ・ 11 月 12 日 実父から、A 県 A 児童相談所に養護相談があり、姉を乳児院に委託一時保護。就労しながらの養育が困難との理由
- ・ 12 月 3 日 実父母が復縁（婚姻手続きなし）し、C 市内で同居を始めたことにより、姉の委託一時保護解除。A 児童相談所が家庭訪問実施

<平成 25 年>

- ・ 3 月 19 日 実父母が別居。実母は本児たちと母方実家で生活する。
- ・ 3 月 20 日 実母が、実父宅への不法侵入容疑で逮捕される。警察署から A 児童相談所に、実母勾留中の本児たちの一時保護要請があったが、母方祖父が預かることとなった。
- ・ 5 月 9 日 実父が交際相手の子どもに暴行を加え、傷害罪容疑で逮捕された。10 か月の実刑判決となる。
- ・ 6 月 12 日 近隣から虐待通告。実母が子ども 2 人を怒鳴っているという内容で、A 児童相談所が介入し、注意喚起した。その際、本児たちの保育園入園の希望があった。C 市が継続して指導を行うこととし、A 児相は助言指導として終結
- ・ 7 月 1 日 本児、姉が保育園入園
- ・ 11 月 14 日 C 市が A 児童相談所に連絡。保育園の無断欠席が増え、実母に連絡してもつながらないとの内容。A 児相が実母に連絡をしてもつながらず。
- ・ 11 月 25 日 C 市が家庭訪問し、本児らを確認。保育園の通園再開

<平成 26 年>

- ・ 8 月～10 月 保育園の欠席が続くと、保育園から C 市に報告があり、C 市が家庭訪問により本児らを確認していた。
- ・ 11 月 6 日 C 市が A 児童相談所に連絡。本児らが 1 週間登園せず実母は連絡に応じないとの内容

- ・ 11月13日 C市がA児童相談所宛て、実父の出所を把握しているか問い合わせた。
- ・ 11月17日 C市が実母宛ての手紙を母方叔母に渡す。(市役所来所を促す内容)
- ・ 11月20日 C市が母方実家で母方叔母と面接。本県D市アパートにて母子3人で暮らしているとの情報を得た。(町名、番地は教えてもらえなかった)
- ・ 11月21日 C市が母方叔母に、実母への伝言を依頼した。(臨時福祉給付金についての内容)
- ・ 12月5日 A児童相談所がC市訪問時、11月20日の母方叔母からの情報を把握した。
- ・ 12月12日 C市が母方叔母と面接。実母への伝言を依頼した(関係機関が心配しているので、C市に来所をするようにとの内容)。
- ・ 12月16日 実母と実姉がC市に来所。保育園の退園手続きをするが、居所が定まっていないとの理由で転居手続きを行わなかったため、住民票を異動するように指導。また、本児については、C市が母方実家を訪問し、安全確認を実施
- ・ 12月19日 C市が母方実家を訪問。母方叔母に実母への伝言を依頼した(居所が定まったら連絡を入れるようにとの内容)。

<平成27年>

- ・ 2月4日 C市が母方実家を訪問。実母は本県D市に家を見つけ、母子3人で住むとの情報を聞いた。住民票の異動について、母方叔母に実母への伝言を依頼
- ・ 5月16日 17時36分頃、実母から近隣の家を通じて110番通報があり、本県B警察署員が本家庭を訪問した。実母と実父間における口論事案であり、両名を説諭した。その際、本児らを確認したが、虐待を疑わせるような様子は認められなかった。
 - 同日 20時から20時30分頃、実母が出勤
 - 同日 21時30分頃、事件発生
- ・ 5月17日 本児死亡
 - 同日 B警察署から本県F児童相談所宛て、事案の照会があった。
- ・ 5月18日 F児童相談所は、事案の関与なしとB警察署に回答。F児相がD市へ照会したところ、本家庭は住民登録されておらず、母子保健担当も含め関わりがないとの報告を受ける。また、その後の調査(F児相、D市)により、C市に住民登録されていることや、C市やA児相で指導経過があることを把握した。
 - 同日 B警察署から、姉の身柄付き児童通告があり、F児童相談所が姉を一時保護した。

- ・ 6月 1日 B 警察署が実父を傷害致死の疑いで逮捕した。

<その他>

- ・ 本家庭が D 市で生活している期間、D 市や F 児童相談所への虐待通告はなかった。
- ・ 事件発生後の新聞報道によると、近隣住民は、D 市で本家庭が生活している期間、男性の怒鳴り声、大きな物音、子どもの泣き声が頻繁に聞こえたとのことだった。

IV 検証のポイントとなる事柄

○居所不明児童について

- ・ C 市は、本事案を要保護児童対策地域協議会で管理しており、A 児童相談所とも情報共有を行っていた。しかし、数年前に実父と実母は離婚し不仲であったこと、母方叔母から「D 市のアパートにて母子 3 人で暮らしている」との情報を得ていたことから、C 市、A 児相ともに実父と実母の同居は想定せず、本家庭に「虐待のおそれ」はないと判断していた。このことから、居住実態が把握できない本家庭について、警察への相談は行わなかった。また、具体的な住所が分からない段階での情報提供の実効性に疑問を抱き、D 市や F 児相への情報提供を行わなかった。
- ・ また、C 市は、叔母へ伝言を依頼する形での住民票異動の指導は複数回行っていたものの、保育園退園手続きで来所した実母や、家庭訪問時の叔母から、具体的な住所を聞きだすことはできなかった。
- ・ A 児相は、平成 25 年度に指導終結をしていたので、CA 情報（全国の児童相談所における情報連絡システム）の対象外と判断し、CA 情報を発信しなかった。

○虐待通告について

- ・ D 市にて家族が生活を始めてから、男性の怒鳴り声、子どもの泣き声等が頻繁に聞こえていたが、近隣住民が D 市や F 児童相談所に虐待通告をすることはなかった。

○警察への通報について

- ・ 事件発生当日、実母から近隣の家を通じて 110 番通報があり、B 警察署員が家庭訪問をした。飲酒していた実父母が些細なことで口論となったものであり、両名を説諭している。その際、本児らを確認しているが、虐待を疑わせるような様子は認められなかった。C 市における本世帯の情報は事前に B 警察署に伝達されず認知されていなかった。

V 再発防止のための提言

○居所不明児童については、積極的に虐待のリスク有りとして転居先の把握等に努め、転居先に情報提供を行う。また、提供を受けた側は、速やかに関係機関との情報共有や役割分担を実施する。

- ・ 児童相談所や市町村児童福祉主管課は、関わっていた世帯が居所不明となった場合、特

に乳幼児のいる世帯については、積極的に虐待のリスク有りとして、転居先の把握等に努めることとし、詳細な住所地までは分からずとも、転居先の市町村が分かっている場合は、転居先の市町村の児童福祉主管課、及び管轄する児童相談所に情報提供を行うべきである。

情報提供を受けた市町村の児童福祉主管課は、住民課や保育担当、母子保健担当等、当該世帯に関わる可能性のある部署、管轄する警察、消防に照会し、当該世帯に関する情報の有無を確認し、居所の把握に努める。また、管轄児童相談所に対しては、通告や相談の有無を確認する等、当該世帯の情報収集に努めるとともに、警察も交えた上で、今後いずれかの機関に通告や相談があった場合の対応について、役割分担を整えておく。これにより、いずれかの機関で当該家庭に接触があった際、虐待のリスクを見逃すことなく、各関係機関に連絡が行き渡り、速やかにかつ確実に、子どもの安全確認や支援が行うことが可能となる。

○虐待の疑いであっても通告する、という意識が地域住民に高まるように、虐待通告の普及・啓発に努める。

- ・本事案のように、突然の転居等により居所が把握できなくなった場合でも、その転居先の近隣住民等からの通告によって、再度行政機関と繋がり、最悪の結果を防げた可能性はある。泣き声や怒鳴り声が聞こえるなど、子どもが虐待を受けているのではないかと心配になった時、市町村や児童相談所に通告してもらうことが重要である。

しかし、通告後のトラブルを心配して、通告をためらったり、通告先が分からずに通告を止めてしまう人は少なくない。県及び市町村は、一般住民に対して、通告の必要性や通告先について、一層積極的に普及啓発を行うことが必要である。児童相談所全国共通ダイヤル「189」の周知とともに、通告後の対応の流れ、通告者の名前は漏れないこと、子どもの心身や命の安全のためには日々をよく知る近隣住民からの通告が特に有用であること、確固たる証拠のない・疑いの段階であっても通告して差し支えないこと等を、広く伝え続けることが必要である。通告が当然とされる地域づくりが求められる。

○児童相談所あるいは市町と警察との情報共有等の徹底に努める。

- ・平成 28 年 4 月 1 日付けで「児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底について（雇児総発 0401 第 6 号）が通知され、110 通報等により警察職員が現場臨場し、児童虐待が疑われると覚知された場合、その時点では児童相談所への通告を要しないと判断した場合でも、警察が児童相談所あるいは市町に過去の取扱状況を照会し、その情報を勘案の上、児童通告を要するか否か、組織的に総合的な判断を行うことになった。本県においても、警察と照会の仕組み等を協議し、実施している。児童相談所及び市町は、警察との情報共有の取組みを着実・確実に実施し、虐待の見逃しを防いでいくことが必要である。

VI 検証委員会の概要

(1) 検証委員会の構成

氏名	職名等	備考
山村 章子	人権擁護委員	部会長 (H28.10.20 迄)
渡辺 和枝	栃木県保健衛生事業団常務理事	部会長 (H28.10.21 から)
奥村 美佐子	栃木県民生委員児童委員協議会理事	
牧 恒男	栃木県児童養護施設等連絡協議会会長	
山形 崇倫	自治医科大学小児科学教授	
渡邊 昭彦	川村学園女子大学文学部心理学科教授ほか	
増子 孝徳	弁護士	

(2) 開催概要

<第1回 検証委員会> 平成28年5月24日(火)

今年度の検証事例について

<第2回 検証委員会> 平成28年6月28日(火)

死亡事例(本事案)に係る事件の概要について

<第3回 検証委員会> 平成28年7月26日(火)

死亡事例(別事案)に係る事件の概要について

<第4回 検証委員会> 平成28年11月22日(火)

死亡事例(本事案)に係る提言について

<第5回 検証委員会> 平成29年1月24日(火)

死亡事例(2事案)の検証報告書(素案)について

<第6回 検証委員会> 平成29年2月28日(火)

死亡事例(2事案)の検証報告書(素案)について

○他、本県管轄児童相談所への調査、及び他県児童福祉担当課への調査・照会